

2009年4月9日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

道路，下水道管渠，準用河川及び水路の管理及び応急補修事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2009年3月1日付けで諮問（第386号）された道路，下水道管渠，準用河川及び水路の管理及び応急補修事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、コンピュータ処理を行う必要性並びに目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

ア 背景

藤沢駅北口の市街地を移動するに際し、特に高齢者や身体障害者から公共施設（市役所等）が集中する東方向へのアクセス改善に、エレベーター設置を求める声が多く寄せられ、「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）に基づき、藤沢駅周辺地区移動円滑化基本構想」を平成13年度に策定し、本事業を特定事業の1つとして位置づけ、安全で容易に移動できる環境づくりのため、関係機関と協議・調整等を行い平成20年度事業として実施に至ったものである。

エレベーター設置に併せ、犯罪の未然防止と不審者等への抑止効果としてエレベーター内に防犯カメラを設置し、監視及び録画を予定している。

イ 防犯カメラ

防犯カメラにより映像を監視及び録画すること、かつ防犯カメラを設置していることを表示することは、エレベーター運営における犯罪の未然防止と不審者等への抑止効果が期待できる。エレベーター利用者の安全確保のための不可欠設備として、防犯カメラを設置するものである。

防犯カメラの撮影対象は、エレベーター内及び出入り口周辺における犯罪等の防止を目的とするためその範囲内とし、それ以外の特定の個人及び建物等を監視することがないようにする。

ウ 監視方法

藤沢駅周辺公共施設の管理については、北口駅前「さいか屋」内防災センターにて一括管理を行っているため、本防犯カメラについても、撮影データを電話回線にて送信し、防災センター内にて受信を行い、デジタルディスクレコーダーで録画すると同時にカラーモニターによる監視を行うものである。

以上のとおり、防犯カメラにより人物を撮影することは、個人情報の本人以外のものからの収集となる。また、撮影画像はデジタルディスクレコーダー内蔵のハードディスクに保存するためコンピュータを使用して行われる情報の蓄積であることから、条例第10条第4項及び第5項の本人以外のものから収集すること、及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、並びに条例第18条のコンピュータ処理について諮問するものである。

また、司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書（以下「捜査照会書」という。）により、防犯カメラによって撮影し、録画した画像の目的外提供の依頼が想定できる。この場合、条例第12条第4項により藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）への諮問事項に該当する。

については、事件解決への迅速な対応のため、今後捜査照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合は、別に定める「藤沢駅南北自由通路北口エレベーター防犯カメラによる画像データについて、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供できる包括的な取扱いをしたく、あわせて諮問するものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することについて

エレベーターの特質上、誰もが利用できるものであり、防犯カメラの撮影対象区域には、通勤・通学・買い物など駅利用者のほか、不特定多数の者が立ち入る。撮影対象者を限定することは、施設の運営上だけでなく、設置目的である利用者の安全確保と犯罪の未然防止を図る意味でも著しい支障が生ずるおそれがある。このことから本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要がある。

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

エレベーターの特質上、誰もが利用できるものであり、防犯カメラの撮影対象区域には、通勤・通学・買い物など駅利用者のほか、不特定多数の者が立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である。このことから、本人への通知は省略するものである。なお、撮影対象区域の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨の張り札を行い、利用者への周知を行う。

(4) コンピュータ処理をする必要性について

ア ハードディスクによる画像の保存は、ビデオテープ等と比較して、蓄積容量、画質及び耐久性に優れている。また、必要な期間保存した後、順次上書きすることができる。ハードディスク以外の電磁的媒体を管理する必要がなくなることは、情報の安全な管理並びに省スペース化を図ることができる。このことから、コンピュータにより保存及び管理する必要がある。

イ 安全対策及び日常的な処理体制

防犯カメラの監視体制については、「株式会社サンパール藤沢」と毎年度、監視業務委託契約を締結し、北口駅前「さいか屋」内防災センターの施設でできる部屋にて24時間体制による常駐でのモニター監視や緊急時の対応などの管理を行う。また、録画機器についても、同センター内に配置している。委託契約において条例第16条の手続きを行うと共に受託者への措置として条例施行規則第13条を遵守させるよう指導監督を行っていく。

また、使用するデジタルディスクレコーダーは、操作者認証機能が搭載され、ユーザー名とパスワードにて操作できる機能を有しているため、管理責任者及び管理取扱者以外が利用できないよう安全対策を講じる。

なお、設置機種は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。そのため、情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しないものとする。

- (5) 本人以外のものから収集及びコンピュータ処理する個人情報
エレベーターを利用する人物の映像データ

- (6) 目的外に提供する必要性について

ア 個人情報の照会

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は、被害者を救済するものであり、市民生活を守る本市行政の役割でもある。

そのため、事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、エレベーター内及びその出入り口周辺で発生した殺人、傷害、暴行、誘拐、窃盗、強盗、強姦（被害者の映像については同意を得たものに限る。）、強制わいせつ（被害者の映像については同意を得たものに限る。）、恐喝、器物損壊及び放火の捜査のため、防犯カメラ画像データの目的外提供については、別に定めるガイドラインに基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供できるという包括的な取扱いをする必要性があると判断したものである。

イ 目的外の提供先

司法警察職員としての職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最小限の時間に限る）

エ 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

防犯カメラ画像データより個人を識別することは根本的には困難であるが、識別できたとしても確認される人物から住民台帳等による照合によって人物を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知については省略するものである。

(7) 実施時期

2009年4月中旬予定

(8) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ エレベーター設置位置図

ウ 防犯カメラ撮影及び監視方法図

エ 記録媒体使用機種

オ 藤沢駅南北自由通路北口エレベーター防犯カメラ運用基準（案）

カ 藤沢駅南北自由通路北口エレベーター防犯カメラによる画像データについて、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

エレベーターの特質上、誰もが利用できるものであり、防犯カメラの撮影対象区域には、通勤・通学・買い物など駅利用者のほか、不特定多数の者が立ち入る。撮影対象者を限定することは、施設の運営上だけでなく、設置目的である利用者の安全確保と犯罪の未然防止を図る意味でも著しい支障が生ずるおそれがある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

ハードディスクによる画像の保存は、ビデオテープ等と比較して、蓄積容量、画質及び耐久性に優れている。また、必要な期間保存した後、順次上書きすることができる。ハードディスク以外の電磁的媒体を管理するの必要がなくなることは、情報の安全な管理並びに省スペース化を図ることができる。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理を行う必要性が

あると認められる。

イ 安全対策について

防犯カメラの監視体制については、「株式会社サンパール藤沢」と毎年度、監視業務委託契約を締結し、北口駅前「さいか屋」内防災センターの施設でできる部屋にて24時間体制による常駐でのモニター監視や緊急時の対応などの管理を行う。また、録画機器についても、同センター内に配置している。委託契約において条例第16条の手続きを行うと共に受託者への措置として条例施行規則第13条を遵守させるよう指導監督を行っていく。

また、使用するデジタルディスクレコーダーは、操作者認証機能が搭載され、ユーザー名とパスワードにて操作できる機能を有しているため、管理責任者及び管理取扱者以外には利用できないようにする。

なお、設置機種は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。このため、情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(3) 個人情報をも目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会により捜査機関から、本件に関する防犯カメラによる画像データの提供を求められた場合は、事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、ガイドラインを定め目的外に提供することとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データより個人を識別することは根本的に困難であるが、識別できたとしても確認される人物から住民台帳等による照合によって人物を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上